

4月から

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が 年金から天引きされます

対 象

保険税(料)を納付書や口座振替で納めていて、次の①～②に該当するかた

令和6年4月2日～10月1日に

- ①同じ世帯の国民健康保険の加入者が全員65～74歳になった世帯主のかた
- ②後期高齢者医療制度に加入したかた
(①②ともに、本市に新たに転入したかたを含む。)

※次のかたは対象外

- 年金天引きから口座振替に納付方法を変更したかた
- 年金が年額18万円未満のかた
- 介護保険料との年金天引き額の合計額が年金額の1/2を超えるかた

その他

対象者には、4月上旬にお知らせ、または決定通知書を送付します。

問合せ

保険年金課

☎0480(92)1111

国民健康保険担当

内線142～144

後期高齢者医療担当

内線147～148



人間ドック・脳ドック補助

		国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
対象		・受診時点で35歳以上75歳未満のかた ・納期の到来している国民健康保険税を完納しているかた ・人間ドック(脳ドックも可能な限り)の健診項目に、特定健康診査の健診項目(欄外下※参照)が含まれているかた ・年度内に、特定健康診査を受診していないかた	・納期の到来している後期高齢者医療保険料を完納しているかた ・年度内に国民健康保険で補助を受けていないかた ・年度内に後期高齢者医療健康診査を受診していないかた
補助額		検査費用の2/3以内(上限27,000円) ※年度内に1回で、人間ドックまたは脳ドックのいずれか	
申請・持ち物	白岡中央総合病院 蓮田病院 新久喜総合病院 で受ける場合	申請	①希望する医療機関に予約 ②保険年金課で補助申請後、利用券を受け取る ③予約日に医療機関に利用券を提出
		持ち物	①本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ②特定健康診査の受診券または健康診査の受診券(受診する年度のもの)
	その他の病院 で受ける場合	申請	受診後(受診した年度の翌年度8月末まで)に保険年金課で補助申請
		持ち物	受診後(受診した年度の翌年度8月末まで)に保険年金課で補助申請 ①本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ②領収書(原本) ③振込口座のわかるもの(世帯主のもの) (世帯主以外の口座に振込を希望される場合は振込先指定書の記入が必要です。) ④人間ドックまたは脳ドックの受診結果(特定健康診査の項目が確認できること。脳ドックを受診されたかたも可能な限り、受診結果をご提示ください。) ⑤特定健康診査の受診券(受診した年度のもの)

※身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)／血圧測定／血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)／肝機能検査(AS-T(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP))／脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロールまたはNon-HDLコレステロール)／尿検査(尿糖・尿たんぱく)／総合判定(所見有無・判定医師名)

以下は、検査実施していれば結果を添付・・・貧血検査(ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数)／心電図／腎機能検査(血清クレアチニン(eGFR)・尿酸)

問合せ

保険年金課

☎0480(92)1111